

国際人権活動

2009年11月5日(水) 第101号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

千葉景子新法務大臣と会見！

—個人通報制度批准・国内人権救済機関・取調べ可視化を要請—

9月25日(金)の代表者会議で、新政権になって省庁や政党・議員への要請行動を行うことが確認され、外務省、法務省への申入れを行いました。外務省要請は10月20日(火)14時から行われました(報告は2ページ)。法務省への申入れでは、千葉景子新大臣の就任記者会見を聞いた翌日に、大臣発言を歓迎する声明をいち早く出し、法務大臣・法務省へ送付したこともあり、「ほんとうは大臣にお会いしたいのですが・・・」とひとこと言い添え、申入れ文書にも書いたところ、「短時間でもよければお会いすると大臣が言っている」との打診があり、その線で調整していただいたところ、10月27日に、「明日28日(水)の午前11時半から短時間なら可能」との連絡があり、急遽実現したものです。この会見には鈴木議長、山口事務局長、事務局メンバーのほか、国民救援会、治安維持法国賠同盟、自由法曹団など13名が参加しました。以下、参加した代表委員の吉田好一さんのレポートです。

個人通報制度の批准などを要請

10月28日午前11時30分より、国際人権活動日本委員会とその加盟団体のメンバー13名で千葉景子法務大臣と会見しました。

国際人権活動日本委員会は9月16日の千葉大臣の就任記者会見での発言について翌17日すぐに、「発言を歓迎する」声明を発表しました(「声明」はニュース100号に掲載)。

会見の冒頭、鈴木亜英議長より「千葉大臣の就任を心からお喜びします。就任後の記者会見で国内人権救済機関の設置、個人通報制度の批准、取調べ可視化の実現などを表明され、感激しました。私たちは長年自由権規約の個人通報制度批准の団体署名に取組んできました。民主党のマニフェストにもありますが自由権規約だけではなく、女性差別や拷問禁止条約などの個人通報制度を実現し、閉塞的な国内人権状況に国際人権の風が吹き込むようお願いしたい。国内人権機関の設置についてはパリ原則にのっとった国連の求めている独立性を期待したい。私たちも



千葉景子法務大臣(右)と懇談する鈴木亜英議長(中央)と吉田好一代表委員(法務大臣室にて)。

可能な限り協力したい」という主旨の発言をしました。

千葉法務大臣は「記者会見で申し上げたことは、法務省だけではなく全体として動かなければならないのですが、着実に実行しつつあります。鳩山首相の施政方針演説では人権を大切にという言葉はありませんが、「友愛」という言葉の内容に含まれています。外国に比べて遅れている国内の人権状況を変えるように法の条文をつめていきたい。国内人権救済機関については、どういう仕組みにするかが問題ですが、第三者的で独立したものでなければならないと考えています」と述べました。

会見では増本一彦治安維持法国賠同盟副会長から法務大臣就任をお祝いする花束が贈られたり、各団体から要請書や資料が手渡されました。最後に、スペインの「歴史の記憶に関する法律」の資料を渡し、「こういう法律を日本でもつくりたい」

当面の日程

■第7回幹事会
11月19日(木)
18時30分～
・東京労働会館
6F応接室

■第13回総会
・11月29日(日)
13時30分～
・東京労働会館
地下会議室



山口弘文事務局長から、要請書、声明、資料などを千葉大臣に手渡しました。

という発言をしたところ、大臣から「そうですね」という同感の発言がありました。

10分ほどの短い会見でしたが、人権向上のために協力し合うというなごやかな雰囲気のなかで会見を終えました。

なお、従来から行っている法務省との意見交換や具体的課題での要請については、12月上旬の人権週間に行う予定です。

まとめ/吉田 好一(代表委員)

外務省要請行動

「社会権規約第3回政府報告は今年中に提出」を明言

外務省への要請は、10月20日(火)の14時から約1時間にわたって行われました。

外務省側の出席者は志野光子人権人道課長ほか5名、志野さんほか2名は14時35分に退席し、それ以降は2名での対応となりました。

この要請行動には山口弘文、吉田好一、斎藤久枝、森口藤子、岩崎健一、奨学金の会(西川治)、全学連(平野)、大谷邦孝、言論・表現の自由を守る会(垣内つね子、木村利之)、松田順一、鈴木信幸、上野節子の13名が参加しました。

個人通報制度の批准について

外務省は今までもいろいろやってきたが、外務省、法務省以外の省庁にとってはなじみのない制度であり、司法府、立法府にも関連するので行政府だけがやろうと思ってもできない。政権が変わり、千葉景子新法務大臣の就任記者会見を聞いて、私の周辺でもどよめきがおこった。今は政務レベルでの話し合いがされているが、具体的な指示はまだおいてこない。判断を待っている状態。個人通報制度を批准・加盟するには、日本国民に役に立つ制度にしたい。外務省は今までも真剣に取り組んできたが、それらの課題を重要課題と考えてくれる方が政権に入ったので心強い。しかし、「それではいつか」と言われても見通しは今のところできない。言葉としては、今までとほとんど変わらないことしか言えないが、中身はかなり変わってきている。どの条約の個人通報制度を優先的に実現するかということではなく、すべての条約で個人通報を実現すべき、との発言については明確な話はなく、それぞれの条約で守られている権利と何が一番ポジティブに救われるかということを考えているということが表明されました。

議員やマスコミへの働きかけについて

議員は党の意思決定にしばられるが、民意がどこにあるかをとても気にする。法務部会のメンバーや女性差別関連の委員会のメンバーなど議論に参加してくれるような議員に要請するのが効果的ではないか。マスコミは記者会見でも報道でも「個人通報制度」について全くふれていない。報道関係への働きかけも必要ではないか。報道はされていないが、報道関係からの外務省への問い合わせは多くなっているとの変化もおきているとのこと。

「法務大臣との会見が実現しそうである」ことを告げると、「それはよかったわね」と喜んでくれました。

社会権規約第3回政府報告の提出について

12月中に提出する予定に変わりはないと明言しました。新政権になって出てくる問題については、追加レポートやリスト・オブ・イシューなどへの回答で対応する。

意見交換会以後、NGOなどから出される意見についても同様の対応をするとのこと。

また、この日の要請では、「災害被害者の生存権の保障」について岩崎さん、「学費と奨学金の問題」について全学連の平野さんと奨学金の会の西川さん、「最低年金制度など社会保障の問題」について森口さん、「AIGスター生命の解雇問題」について大谷さん、「国際人権規約普及とその予算化」について垣内さん、「戦後補償の問題」などで斎藤さんが発言し、持参した要請文などを手渡しました。また、9月に外務省が行ったNGOとの意見交換会の、開催の告示の仕方、もち方などについて質問し、意見・要望をお伝えしました。

まとめ/上野 節子(事務局)



外務省担当官(左手前)への要請と意見交換。

国際人権セミナー

「拷問等禁止条約選択議定書と国内人権機関の役割」

政権交代による高揚のなか、まさに時宜を得た「拷問等禁止条約選択議定書と国内人権機関の役割」と題する国際人権セミナーが、10月5日(月)午後1時から午後7時まで、海外から6名の人権問題の専門家を含む7名の発言者を招いて、弁護士会館の講堂クレオで開催されました。日本弁護士連合会とアジア太平洋国内人権機関フォーラム(APF)の共催です。

開会の後、外務省人権人道課長からあいさつがあり、複数の規約委員会から指摘されている問題に関して、プライオリティー(優先順位)を計って取り組んでゆきたい、社会権規約委員会に対する日本政府報告は年内にも提出したい、との発言があったが、新政権が掲げるマニフェストに沿った、前向きな発言を期待していた者にとっては、従前と変わらぬ発言でいささか期待はずれでした。

その後、国連拷問防止小委員会前委員長のシルヴィア・カサレ氏や世界で活動する国際的なNGO・拷問防止協会(APT)の事務局長マーク・トムソン氏、マルコス政権後に発足したフィリピン国家人権委員会委員長のレイラ・M・デ・リマ氏やニュージーランドからの活動家キレン・フィッツパトリック氏、名古屋刑務所視察委員の田

原裕之弁護士から、今までの経験や現状報告がなされました。

休憩の後に質疑応答があり、新政権の下、選択議定書の批准や国内人権機関の設立に関して、具体的に有効な討論が繰り広げられました。特に国内人権委員会の構成員の人数に関して、日弁連の提案では15名となっているが、多様性を考えれば15名もよいかも知れないが、意思決定が難しくなるので、もっと少ないほうがよい、との意見が招待発言者から多数出されました。

長年人権問題にとりくんできた経験者ならではの意見におもわず感心しました。また、任命の方法についても、公募をして透明化を図り、広く国民の関心を高めてゆくことの重要性も強調していました。6時間にもわたる長時間のセミナーでしたが、念願の課題が具体性を帯びてきた現在、大変有意義なセミナーだったと思いました。



福島瑞穂大臣

また、松田順一(事務局)



国際セミナー「院内集会」に参加した海外からの招待発言者

翌10月6日(火)「院内集会」が開催され、招待発言者、国会議員、外務省(人権人道課長)、弁護士、NGO・市民団体などが参加し、福島瑞穂少子化対策大臣も多忙のなか、かけつけ、力強い発言を行いました。

第13回総会への参加要請

日時：2009年11月29日(日) 13時30分～

場所：東京労働会館 地下会議室

昨年10月の自由権規約第5回日本政府報告審査での画期的な総括所見を得て、この1年は、「総括所見」を広め、生かし・活用する活動を行ってきました。2月のシンポジウム、6月の「個人通報制度」の学習会、そしていま団体署名にも取り組んでいます。

9月に民主党中心の新政権が誕生し、取調への可視化」など画期的な発言をした千葉景

子新法務大臣との会見が10月に実現しました。

このような情勢・状況のもとで第13回総会が開催されます。

大いに語り、議論し、わが国労働者・市民のユニークな国際人権活動のさらなる発展の機会にしようではありませんか。会員のみなさんのご出席をお願いいたします。

●終了後、懇親会を予定しています。

60年と6年の闘い

10・15レッド・パーージ裁判を傍聴して

全国金融産業労働組合 A I G スター生命争議団

高梨 光恵

「私たちは、あなたが生まれる前に解雇されました。ひとりでも納得のできない人間が権利を主張することの大切さ、きびしさはA I Gとレッドパーージの闘いに共通しています。」

2年半前、風の強い寒い3月、神戸でのA I G前抗議宣伝行動にご参加いただき、ビラ配布をお手伝いいただいたのは、今年3月に提訴した兵庫レッド・パーージ裁判の原告のみなさんでした。

10月15日の神戸地裁での第3回公判の傍聴にぜひ参加したいとの思いで前夜遅く神戸に着きました。

当日は、朝は神戸元町駅前や大丸デパート前でA I Gスター生命嘱託事務員解雇撤回争議の宣伝行動。その後は、A I Gスター生命、グループ会社A I Gエジソン生命への

要請を行いました。2社は親会社アメリカA I Gの経営の失敗で売却されることになっています。

会社は、新契約をとる困難さや解約の多さで苦慮しているなか、この抗議行動へのいらだちからか、「東京で解雇されても、業務移管した長崎で雇用が生まれたからよいではないか」との発言をしています。

地元兵庫労連、重工産業労働組合の方たちのご協力、この日の宣伝行動では、1000枚のビラ配布ができました。

午後は、いよいよレッド・パーージ裁判です。裁判前に伺った兵庫福祉ネットワーク事務局で、原告の大橋さん、川崎さん、安原さんとお会いしました。お元気そうで「おれたち国賊だ」の不穏当(?)でかつ愉快的な言葉に思わず笑いがこぼれました。この夏、体調悪くされていたけれど、涼しくなって元気になってきたとのこと。

「生きているうちに名誉回復を」-手書きの横断幕の黒い文字が強く目に焼き付けられました。陳述書に記された92歳の川崎さんの、「私の解雇はレッドパーージによるもので、憲法違反であり、許されない解雇であったと公式に認められるまで死ねません」との言葉が迫ります。

報告集会で弁護団から、当時マッカーサー指令による超憲法的判断であった最高裁判

決の誤りを、司法の汚点として今こそ正すためにも公正な裁判をすべきとの、発言がありました。

60年前の解雇を闘う原告のみなさんの前で、まだ6年前の闘いであるA I G解雇争議の訴えもさせていただくことができました。そして、人間の尊厳を守る闘いとしてともにがんばることを思い、神戸をあとにしました。

※次回裁判 12月16日(木) 午後3時~神戸地裁216号法廷 その後、婦人会館つばきで集会があります。



裁判所の前で原告の方々と

消防職員の「団結権」に希望一原口総務大臣が検討を指示

新聞報道によれば、労働基本権が認められていない消防職員について、原口一博総務大臣は総務省に対し、団結権の付与を検討するよう指示したことが、28日の自治労との会見で明らかになったということです。

消防職員は、刑務職員などとともに、戦後ももなく団結権が禁止され、憲法が保障する当然の権利が制約されてきました。労働側がILOに提訴し、5度にわたって勧告がだされています。

原口総務相は会見で「勧告が何度も出ている状況を放置するのかということでの検討の指示をした」と発言したとのこと。

日本委員会加盟の「消防職員ネットワーク」も、長年にわたってこの問題で、日本政府はもちろん、国連人権機関やILOに提訴してきました。昨年10月に行われた自由権規約日本政府報告に対するカウンターレポートでは、「消防職員に対する結社の自由の剥奪」(22条)である「地方公務員法52条5項は改正されるべきである」と主張しました。

明るいニュースが少ないなかでの朗報、次号では「消防職員ネットワーク」からの報告を掲載したいと思います。

熱気とパワーに包まれて

女性差別撤廃条約 (CEDAW) 審査傍聴報告集会

女性差別撤廃条約成立30周年、日本が批准して24年の今年7月、第6次日本政府報告審査がニューヨークの国連本部で行われました。政府からは南野知恵子参議院議員をはじめ、内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国連日本政府代表部から20名が参加。NGOは日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNCC、45団体)をつくり、84人が審議の傍聴とロビー活動に参加しました。

10月15日(木)、日本婦人団体連合会が主催し、報告・討論集会が行われ、日本委員会から松田順一、上野節子の2名が参加しました。集会では「女性差別撤廃条約と審議結果」を堀江ゆり(婦団連会長)さんが行い、DVD上映、傍聴参加者(新婦人、全労連女性部、全農協、男女平等教育全国ネットなど)の感想や報告があり、熱気とパワーにあふれた集会でした。

『記録』集を発行

条約の全文、婦団連などが単独、またはジョイントで提出したレポート、審議やロビー活動の詳細な記録、「総括所見」のJNCC訳、参加者の感想などをまとめた『記録』を作成し、会場で販売されました。1冊500円。お問い合わせ・申し込みは 婦団連まで。電話3401-6147

以下、内容の一部を紹介します。

「総括所見」の主な内容

総括所見の「懸念と勧告」は48項目。なかでも、雇用と意思決

定参加における事実上の平等実現のための「暫定的特別措置」と「民法改正」の二点については、緊急上重要課題として、二年以内の追加報告を政府に求めています(フォロー・アップ)。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准、「慰安婦」問題解決、差別の定義が不十分、非正規雇用に女性が多いのは差別、両立支援が不十分、性別役割分担意識やバックラッシュ、教育基本法からの男女共学規定削除、公人の女性差別発言などなど、委員会から多くの懸念・勧告が示されました。

今後の課題として

農村女性を含めたあらゆる分野の「弱い立場の女性」について、次回くわしい報告が求められました。高齢者、シングルマザー、障害者施策をはじめとする社会保障拡充は日本の男女平等実現に不可欠だからです。また、「所得税法56条」の問題点が初めて国際人権機関で取り上げられました。廃止を求める国内運動の前進が期待できます。

最大の問題は「政治的意思の有無」

最大の問題は、日本政府が「条約を法的拘束力を有する国際文書として認識するよう強く要請する」という勧告を受け、この条約を国内で実施する政治的意思の有無という根本姿勢を問われていることです。

審議では「条約は宣言ではない」「政府には実施責任がある」と、繰り返し指摘されました。

「慰安婦」問題に対しては、「逃げずに正面から立ち向かってください」という発言がありました。歴史問題や国内外の女性の人権確立の課題に誠実に対応すること、それが日本政府に求められた課題です。

女性差別撤廃条約 実施状況第6回報告に対する 婦団連レポート

執筆団体 日本婦人団体連合会

(新日本婦人の会、全国商工団体連合会婦人部協議会、婦人民主クラブ、農民運動全国連合会女性部、自由法曹団女性部、全国保険医団体連合会女性部、全国労働組合総連合女性部、全日本教職員組合女性部、日本国家公務員労働組合連合会女性協議会、全日本建設交通一般労働組合女性部、日本自治体労働組合総連合女性部)

レポート内容

- 1、ジェンダーバックラッシュと第2次男女共同参画基本計画の問題点(2条)
- 2、家族従業者の差別撤廃のための立法措置(2、13、14条)
- 3、女性に対する暴力、「慰安婦」問題(2条)
- 4、差別とならない特別措置、政治的・公的活動への参画(4、7条)
- 5、教育における差別、固定的性別役割分担(5、10、12条)
- 6、雇用における差別(11条)
- 7、健康、安心して妊娠・出産できる権利(12条)
- 8、高齢女性、女性の貧困、社会保障(3、11、12、13条)
- 9、農山漁村女性に対する差別(14条)
- 10、婚姻・家族関係(16条)

前号（100号）からの活動日誌

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 10月5日（月） 日弁連主催「国際人権セミナー」
—拷問禁止条約選択議定書と
国内人権機関の役割— | 10月20日（火） 外務省要請行動 |
| 10月6日（火） 上記テーマ「国際人権院内集会」 | 10月21日（水）～22日（木） 治安維持法国陪同盟
第34回大会 |
| 10月15日（木） 婦団連主催「CEDAW日本政府報告
審査」傍聴報告と討論集会 | 10月27日（火） 鈴木信幸さん裁判・支援する会
幹事会 |
| | 10月28日（水） 法務大臣との会見 |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- ネッスル東京支部団交拒否事件高裁判決
・ 11月26日（木） 14時50分から
・ 東京高裁824号法廷
- 沖田国賠訴訟裁判判決
・ 11月26日（木） 14時～
・ 東京高裁 号法廷
- 鶴川高校争議第2次賃金裁判結審
・ 11月26日（木） 16時～
・ 東京地裁立川支部
- 東京美装セクハラ裁判判決
・ 12月21日（月） 13時10分～
・ 東京地裁619号法廷
- 電算労東和システム
名ばかり管理職裁判高裁判決
・ 12月25日（金） 15時30分～
・ 東京高裁809号法廷

<集会・イベント・シンポ>

- 第10回国際人権コンサルテーション
・ 11月6日（金） 午後5時～7時
・ 国連大学12階会議室
- えん罪大崎事件現地調査
・ 11月7日（土）～8日（日）
・ 鹿児島県志布志市
- 九条の会東京連絡会発足1周年のつどい（2）
「どうする日本と東アジア～北朝鮮と核密約
と憲法九条」
・ 11月13日（金） 18時30分～
・ 豊島公会堂（みらい座いけぶくろ）
・ 入場料 1200円（学生800円）
- 安心して働きたい東京の集い
・ 11月15日（日） 13時30分～
・ 武蔵野公会堂

- 再審の扉をあけよう！
11・20名張・布川事件支援集会
・ 11月20日（金） 18時30分～
・ エディカス東京7階ホール
・ 講演/江川紹子 お話/菅家利和（足利事件）
- 学費ゼロで学べる日本社会をめざす
みんなで大行動を起こそう！！
・ 11月29日（日） 15時～
・ 京都市役所前 宣伝行動隊、市内をパレード 行進
- プレ企画 いま動けば実現できる！
—広がる学費負担軽減の条件と可能性—
・ 報告 細川 孝氏（龍谷大学）
・ 11月17日（火） 18時30分～
・ 京都私学会館205
- 言論・表現の自由を求める集会
・ 12月4日（金） 18時30分～
・ 日比谷公会堂
- 東京争議団第48回総会
・ 12月5日（土） 10時～
・ ラパスホール



さざんか

おねがい

「個人通報制度」の批准要請の団体署名を、もう一回り広げてください。署名用紙、必要な資料などは事務局へ。